

各種問い合わせ先

加入申込み・保険金のお支払い・その他ご相談などについて

日立保険サービスの各担当事業所にご連絡ください。

株式会社 日立保険サービス

〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号 上野イーストタワー

札幌保険相談室	011-221-5130	西東京保険相談室	042-323-6288	関西営業所	06-4797-7362
東北営業所	022-266-6921	千葉営業所	047-473-6601	四国保険相談室	087-802-4347
小山営業所	0285-20-8181	茂原保険相談室	047-411-5011	安来営業所	0854-22-4051
日立支社	0294-22-6048	首都圏営業二部	045-650-8400	広島営業所	082-248-7267
勝田支社	029-274-2543	戸塚営業所	045-443-5945	下松営業所	0833-41-1859
土浦営業所	029-831-3623	厚木保険相談室	046-225-8140	九州営業所	092-406-1678
新潟保険相談室	025-241-0021	静岡営業所	054-335-7533		
関越営業所	027-352-9009	北陸保険相談室	076-431-2720		
首都圏営業一部	03-6284-3450	中部営業所	052-243-0221		

※上記は2025年5月時点となります。最新の問い合わせ先は以下のとおりです。

電話での問い合わせ先



各事業所の受付時間をお確認ください。

WEBでの問い合わせ先



心と身体の健康、介護のお悩みなどのご相談

SOMPO 健康・生活サポートサービスまでご相談ください。一部のサービスは団体医療保険制度に加入されている方のみご利用となります。サービスの詳細は **P.29~30** をご確認ください。

〈団体医療保険制度 個人情報の取扱いについて〉

- この契約は、(株)日立製作所(以下、保険契約者といいます。)を保険契約者、(株)日立保険サービス(以下、取扱代理店といいます。)を取扱代理店とし、保険契約者・制度採用会社(以下、制度採用会社といいます。)の所属員を加入対象とする保険です。
- 保険契約者・制度採用会社は、当該保険の運営・事務手続きのために加入対象者(以下、被保険者といいます。)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、個人情報といいます。)を利用し、また、保険契約者が保険契約を締結した損害保険ジャパン(株)(以下、損害保険ジャパンといいます。)へ、取得した個人情報を提供します。
- 制度採用会社は、所属する被保険者(本人)の所属情報に変更があった場合には、保有・管理する更新後の所属情報を、保険契約者に提供し、保険契約者は損害保険ジャパンに所属更新の目的で、変更後の所属情報を提供します。

- 損害保険ジャパンは、取得した個人情報を、本契約の履行(継続・維持管理、保険金等の支払等)、保険契約者・制度採用会社内で取り扱う損害保険ジャパンの他の商品のご案内を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等(これらの者には外国にある事業者等を含みます)に提供します。なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、損害保険ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については、損害保険ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、パンフレット記載の取扱代理店または損害保険ジャパン営業店までお問い合わせください。申込人(加入者)および被保険者は、上記保険契約者・制度採用会社・取扱代理店および損害保険ジャパンの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。(また、損害保険ジャパンに対して行われた同意は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。)

幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第一部 職域保険室 開発グループ
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL:03-3231-4207

〈受付時間〉

平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

HIS25-06-020(B) SJ25-02749(2025.06.12)(25060163) 504646-0700

日立グループのみなさまへ

(団体総合保険)

団体医療保険制度の ご案内

日立グループ
約18.5万人^{*}
みなさまにご加入
いただいております
※被保険者

病気・ケガ・災害等、万一のリスクに自ら備えることで、
安心して働けるように、福利厚生制度の一環として、
会社が提供している日立グループ従業員専用の保険です。

日立グループならではの割安な保険料

疾病保障部分

約40%割引

* 保険期間1年、団体割引30%、優良割引 疾病保障部分15%・その他保障部分35%、大口割引10%

約59%割引



病気・ケガのときも



介護のときも



賠償責任補償などの
オプションも

団体医療保険制度に
ご加入のみなさまへ

保険始期日が2025年10月1日以降となる契約より、団体総合保険(傷害、所得、賠償責任)の保障内容が改定となります。また、医療保障部分の優良割引率変更、傷害保障部分の保険料率改定により、一部の型において保険料が変更となります。
なお、今回の契約更新においては上記を反映したうえでのご案内となりますので、変更の詳細について、必ず本パンフレットをご確認ください。

WEBサイト「制度保険のご案内」はこちら

- 生年月日と性別で保険料シミュレーションができます!
- 制度保険のご紹介動画をご覧いただけます!
- WEB募集のお手続きもこちらからアクセスできます!
- 制度保険の内容もご確認いただけます!



2026年1月版

契約者: 株式会社日立製作所

団体医療保険制度とは

保障のラインアップ

病気・ケガの保障

個人賠償責任補償

介護保障

ケガのみの保障
・加入減少に備える補償

団体医療保険制度 とは

病気やケガの保障を中心とした豊富なラインアップから自分に合った保障の組み立てが可能な1年更新の制度保険です。

特長
1

従業員本人
だけでなく
家族も加入できます



※詳しくは下表「加入できる被保険者の範囲」をご覧ください。

特長
2

加入には
健康診断書の
提出や医師の
診査は不要です



健康状態に関する
簡単な告知だけでOK!

(告知の内容によっては、
新規の加入・保険金額
の増額ができない場合が
あります。)

特長
3

退職後も
所定の年齢まで
継続して加入できます

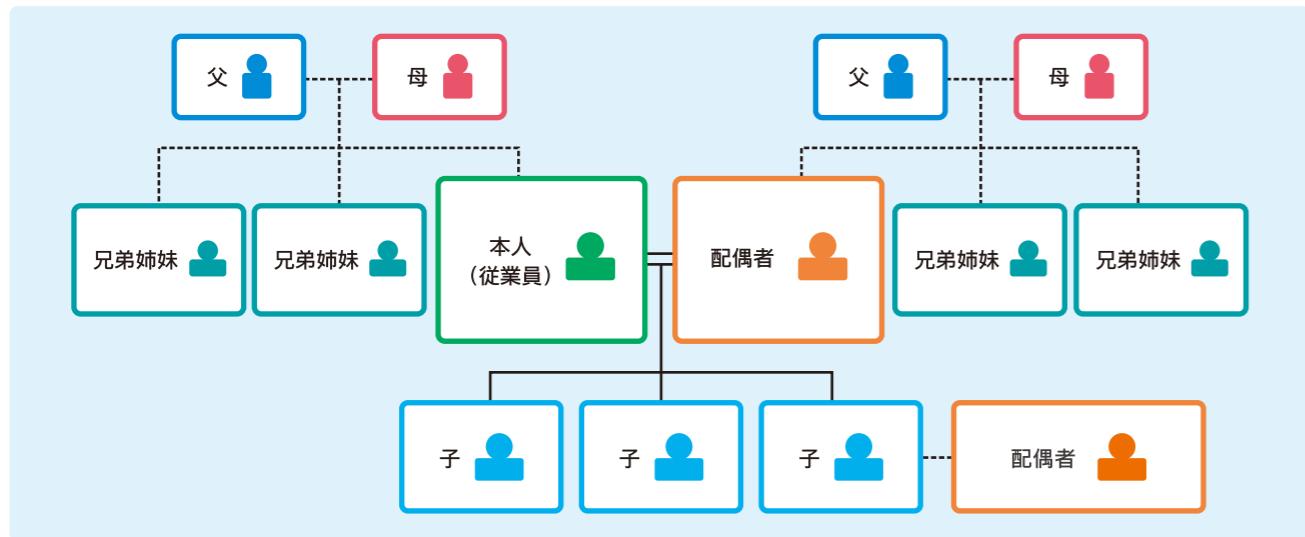


※詳しくは下表「加入年齢資格」をご覧ください。

加入できる被保険者(保険の対象となる方)の範囲

日立グループ制度採用会社の従業員およびその家族

家族とは従業員本人(以下「本人」)の配偶者・こども・両親・兄弟姉妹をいいます(同居・扶養の制限はありません)。



※従業員本人の加入有無にかかわらず、家族のみでも加入いただけます。

※配偶者または家族も日立グループの従業員である場合など、「本人」として加入資格を有する配偶者または家族は、原則、本人として加入ください。

また、同一人が本人・配偶者または家族の資格で重複加入することはできません。

※所得補償保険基本特約(Y型)、個人賠償責任補償特約(Z型・X型)は本人のみ加入が可能です。

加入年齢資格

下表のとおりです。

なお、年齢は保険始期日(中途加入日)時点の満年齢となります。

保障(型)	新規・追加加入	継続加入
医療保障(病気・ケガ) A型 B型 C型 D型	満79歳以下	満79歳以下
傷害保障 E型 G型 J型 K型 M型 N型		満84歳以下
介護一時金支払特約 P型		満84歳以下
所得補償保険基本特約 Y型		満79歳以下
個人賠償責任補償特約 X型 Z型		医療または 傷害保障の期間まで

※P型は、J・K型いずれか一方とセットでの加入が必要です。

Y型は、A・E・G型いずれかとセットでの加入が必要です。

X・Z型は、A・E型いずれか一方とセットでの加入が必要です。

保障のラインアップをいますぐ確認!

保障のラインアップ (医療保険基本特約・交通傷害保険基本特約・所得補償保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

病気やケガの保障を基本に、オプション保障を組み合わせることで日常生活に関するさまざまなリスクへ備えることができます。それぞれの保障と口数を組み合わせて、みなさまにぴったりのプランが設計できます。

※本契約の概要や保険金のお支払方法等重要な事項は、P.16以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

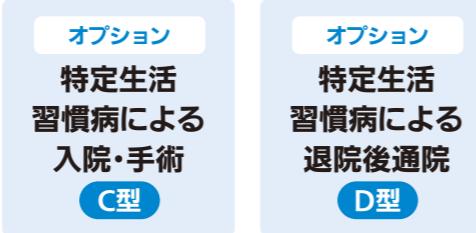
病気・ケガの保障



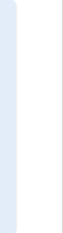
おすすめ
基本
病気・ケガによる
入院・手術
A型



オプション
病気・ケガによる
通院*
B型



オプション
特定生活
習慣病による
入院・手術
C型



オプション
特定生活
習慣病による
退院後通院
D型

*病気の場合は退院後の通院が対象

5 ページへ

日常のトラブルを補償



おすすめ
支払
限度額
日本国内無制限
(日本国外1億円)
X型



第三者的への賠償事故
(対人・対物)
支払
限度額
日本国内外
1億円
Z型

介護保障



おすすめ
支払
限度額
介護一時金
P型

7 ページへ

9 ページへ

ケガの保障



日常生活でのケガによる入院・手術
E型

日常生活でのケガによる死亡・後遺障害
J型

日常生活でのケガによる後遺障害
K型

交通事故のケガによる入院・手術
G型

交通事故のケガによる死亡・後遺障害
M型

交通事故のケガによる後遺障害
N型

11 12 ページへ

12 ページへ

収入減少に備える補償



病気・ケガによる
就業不能時の
所得補償
Y型

付帯サービスも充実!

日立グループ専用
無料電話相談サービス

SOMPO
健康・生活サポートサービス
心と身体の健康に関する相談などを、
無料で電話相談できるサービスです。

29 30 ページへ

介護一時金支払特約 (P型) の
加入者限定

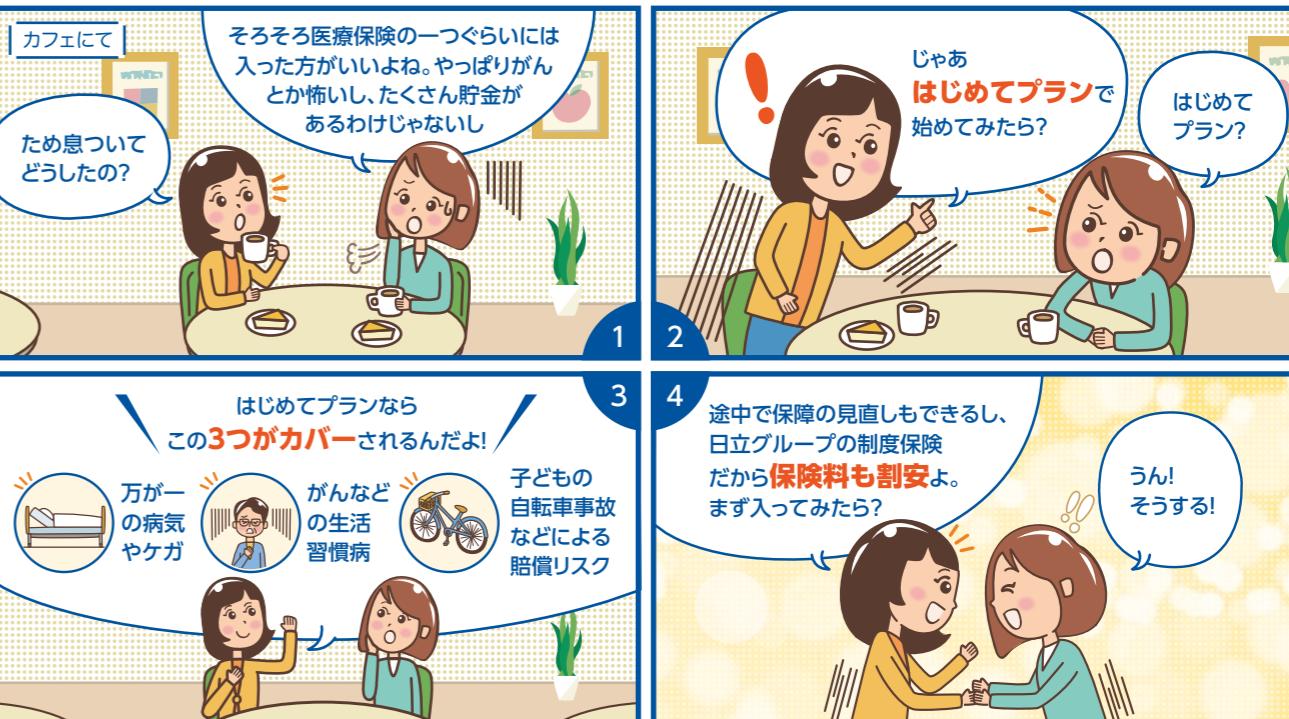
SOMPO笑顔俱楽部
認知症サポート
介護関連サービスの情報を
お届けするWEBサービスです。

30 ページへ

＼はじめて加入される、あなたにおすすめ!／

安心の

はじめてプラン



はじめてプランの保障内容

通常の病気やケガの場合

入院 日額 10,000円
通院 日額 3,000円
手術 10万円～40万円

がん・糖尿病・心疾患などの特定生活習慣病の場合

入院 日額 15,000円
通院 日額 6,000円
手術 15万円～60万円

第三者への賠償事故の場合*

日本国内無制限
(日本国外1億円限度)

*従業員本人が加入することで家族も保障されます。対象となる家族の範囲はP.21～22を参照ください。



月額保険料

はじめてプランは、A型 10口、B,C,D型 各5口、X型 1口に加入した内容になります。

0～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
1,530円	1,840円	2,050円	2,280円	2,330円
45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	
2,950円	3,670円	5,060円	6,760円	

65歳以上の方の保険料
は日立保険サービスまで
お問い合わせください。

(保険期間1年、団体割引30%、優良割引 疾病保障部分15%・その他保障部分*35%、大口割引10%)

*介護保障は除きます。

病気・ケガの保障

A型 B型 C型 D型

突然の病気や不慮の事故によるケガの際の入院・通院*・手術に備える保障です。 *病気の場合は退院

17ページから20ページ
を参照ください。

保険金のお支払いについて

こんな時に備えられます!



数字で見る入院の実態

入院1日あたり
の自己負担額

平均20,700円^{*1}



入院にかかる「差額ベッド代」/
1日平均 6,714円^{*2}

●差額ベッド代がかかる要件

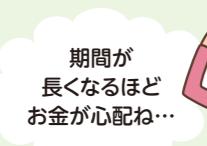
- 1病室病床数が4床以下
- 病床の面積が1人あたり6.4m²以上
- 病床ごとのプライバシー確保のための設備を備えていること
- 「個人用の私物の収納設備」「個人用の照明」「小机等および椅子」を有すること

*1 生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査(速報版)」

*2 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会総会・主な選定療養に係る報告状況」

平均在院日数

26.2日^{*3}



特に生活習慣病の平均在院日数は長期化/

脳血管
疾患

77.4日

高血圧性
疾患

47.6日

糖尿病

30.6日^{*4}

*3 厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(動態)調査・病院報告の概況」

*4 厚生労働省「令和2年(2020)患者調査(確定数)の概況」

後の通院が対象かつ継続して5日以上の入院が必要です。

特長

1 病気だけでなく
**不慮の事故による
ケガも保障**

4 保障の対象となる手術は
約1,000種類

2 加入には健康状態に
関する告知だけで
医師の診査は不要*

5 地震や津波など
**天災による
ケガも保障**

3 1回の入院で180日まで、
継続の保険期間を通じて
通算1,000日まで保障

6 **満79歳まで**
継続加入が可能

*告知の内容によっては、新規の加入・保険金額の増額ができない場合があります。

保障内容と保険料

基本保障		オプション保障		
	A型 病気・ケガによる入院・手術	B型 病気・ケガによる通院*	C型 特定生活習慣病による入院・手術	D型 特定生活習慣病による退院後通院*
1口あたりの保障額	入院 1,000円/日 外来:入院保険金日額の10倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍 手術	通院 600円/日	入院 1,000円/日 外来:入院保険金日額の10倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍 手術	通院 600円/日
加入条件	単独加入が可能	A型とセットでの加入が必要	A型とセットでの加入が必要	A型・B型・C型とセットで加入が必要
口数の制限	3~20口の範囲内	3口以上、A型の口数以下	3口以上、A型の口数以下	3口以上、B型およびC型の口数以下

*病気の場合は退院後の通院が対象かつ継続して5日以上の入院が必要です。

■保障1口あたりの月額保険料

	0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳
A型	100円	100円	100円	130円	150円	170円	170円	220円	270円	370円	500円	710円	1,050円	1,380円
B型	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	90円	110円	120円	140円	160円	190円	
C型	6円	6円	6円	8円	10円	16円	26円	48円	80円	130円	192円	278円	404円	554円
D型	2円	2円	2円	2円	2円	2円	2円	4円	6円	14円	22円	32円	36円	46円

(保険期間1年、団体割引30%、優良割引 疾病保障部分15%・その他保障部分35%、大口割引 傷害保障部分10%)

*保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

*ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

*団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支払状況により決定していますので、次年度以降、割増率が変更となることがあります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

*本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年5月現在)

*A型・B型は天災危険補償特約(地震・噴火またはこれらによる津波でのケガを補償)がセットされています。

*C型・D型は特定生活習慣病のみ補償特約をセットしています。

*A型・C型は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。

日常のトラブルを補償(個人賠償責任補償)

日常で起きた第三者への賠償に備える補償です。

特約

X型

Z型

21ページ、22ページ
を参照ください。

保険金のお支払いについて

こんな時に備えられます!



個人賠償責任補償とは?

本人が加入することで、家族全員が補償されます。

日常生活における偶然の事故で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償金のほか訴訟費用や弁護士報酬に支出した費用を保険金としてお支払いします。

また、国内示談交渉サービス付きなので、国内の事故に限り、お客様に代わって保険会社が相手方や相手保険会社と交渉し、賠償問題解決を図ります。

自転車事故の賠償額が高額化

最近の自転車事故では賠償額が高額化しています。
自転車の事故で 約9,500万円の賠償命令

神戸地裁2013年7月4日判決

条例によって自転車利用者へ
自転車損害賠償保険等の加入を義務化している自治体

宮城県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
新潟県 静岡県 岐阜県 愛知県 三重県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
岡山県 広島県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 など

※上記は、2024年4月1日時点で加入義務を定める条例が公布されている地域です。

X型またはZ型にご加入いただければ、条例により義務化されている地域にお住まいの方も安心です

お支払いの対象となる事例

自転車で他人にぶつかりケガを負わせた。



他人にケガ

マンションで階下の他人の部屋に水漏れで損害を与えた。



他人の物損

他人から借りた物、預かっている物を壊した。



受託物に対する賠償責任

(※)自転車事故の場合は警察への届け出が必要です。

(※)所有する住宅を貸し出して賃料を得ている場合、原則お支払いの対象外となります。

お支払いの対象とならない事例

駐車場で、隣の車にキズをつけた。



車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任

同居する祖父のメガネを踏んで壊した。



同居している親族に対する賠償責任

アルバイト中に料理をこぼして客の服を汚した。



職務、業務に起因する賠償責任

⚠ 法律上の損害賠償責任が発生しないと補償の対象にはなりません。

特長

1 本人の加入で
家族全員^{*1}を補償

2 日本国内無制限の
補償(日本国外は1億円
限度)^{*2}が選択可能

3 日本国内示談交渉
サービス付き

*1 対象となる家族の範囲はP.21~22を参照ください。 *2 X型の場合。

補償内容と保険料

	X型	Z型
月額保険料	90円	80円
支払限度額	日本国内無制限 (日本国外1億円限度)	1億円

※加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

※団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支払状況により決定していますので、次年度以降、割増引率が変更となることがあります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

加入条件

A型・E型いずれか一方と
セットで加入が必要

(保険期間1年、団体割引30%、優良割引35%)

団体医療保険制度とは

保障のラインアップ

病気・ケガの保障

個人賠償責任補償

介護保障

ケガのみの保障
収入減少に備える補償

介護保障(介護一時金支払特約)

所定の介護状態となった時に、一時金が受け取れる保障です。

P型

21ページ、22ページ
を参照ください。

保険金のお支払いについて

こんな時に備えられます!



* 親の介護に備える場合は、親を被保険者として介護保障に加入する必要があります。

数字で見る介護の実態

介護は誰にでも、突然起ころ!

日本の総人口のうち
29.1%が
65歳以上の高齢者
高齢者の割合は、年々増加の傾向。

介護が必要になった原因は
脳血管疾患(脳卒中)が
43%
骨折・転倒が
15%
突然の病やケガで介護が必要になる場合があります。

出典(左):内閣府「令和6年版高齢社会白書(全体版)」
出典(右):日立グループ団体医療保険制度のお支払い実績(過去3年)

仕事は続けられる!?

介護に要する期間は
平均55カ月
介護にかかる期間は約5年の長期間。また、いつまで続くかの見通しも立てにくい。

介護の担い手の
約30%が1日の半分以上を介護に費やしている
介護度が重いほど介護時間は長くなる傾向だが、症状によっては介護度が軽くても長時間の介護が必要な場合もある。

出典(左):生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

出典(右):厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」

介護にはお金がかかる!

平均介護期間における平均介護費用の合計は
約540万円

介護にかかる
毎月の
平均費用
9.0万円
×
介護に必要な
平均期間
約4年7カ月
+
介護にかかる
平均一時費用
(自宅の増改築や
介護用品の
購入など)
47万円

* 生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

介護離職後の厳しさ!

再就職を望む
介護離職者の
4人に1人が無職
40~50代は働き盛りの世代といえど、一度離職をすると、再就職は厳しいのが現実。

介護離職者の
約6割が
負担増
介護に専念したもの、肉体的・精神的・経済的に負担が増えたと感じる人が多数。

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」(平成24年度厚生労働省委託調査)

特長

1 公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合に保険金をお支払い*1

2 家族も加入できるので、**親の介護リスク**にも備えられる*2

3 **割安な保険料で大きな保障**が得られる

*1 公的介護保険制度の要介護認定の対象とならない場合であっても、損保ジャパンが定める所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合には、保険金をお支払いします。

*2 加入には健康告知が必要となります。

要支援・要介護度認定区分の目安

軽度

自立	日常生活は自分で行うことができる。介護保険での介護サービスは必要なし。
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態予防のために少し支援が必要。
要支援2	日常生活に支援が必要だが、要介護に至らずに機能が改善する可能性が高い。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。日常の中で、排泄や入浴などに部分的な介助が必要。
要介護2	自力での立ち上がりや歩行が困難。排泄、入浴などに一部または全介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。日常においても排泄、入浴、衣服の着脱など全面的な介助が必要。
要介護4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活の全般において全面的な介助が必要。日常生活能力の低下がみられる。
要介護5	日常生活全般において、全面的な介助が必要であり、意志の伝達も困難。

重度

出典:(株)ニチイ学館のWEBサイトを参考に、損保ジャパンにて独自に作成

保障内容と保険料

P型

保険金をお支払いする場合	疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合 ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合
1口あたりの保障額	100万円
加入条件	J型・K型のいずれかとセットで加入が必要
口数の制限	1~5口の範囲内

保険料 (保険期間1年、団体割引30%)

0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
10円	10円	10円	10円	10円	10円	20円	40円

50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳
80円	170円	330円	550円	1,170円	2,450円	4,930円

*保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

*ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

*団体割引は、本団体契約の前年の加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

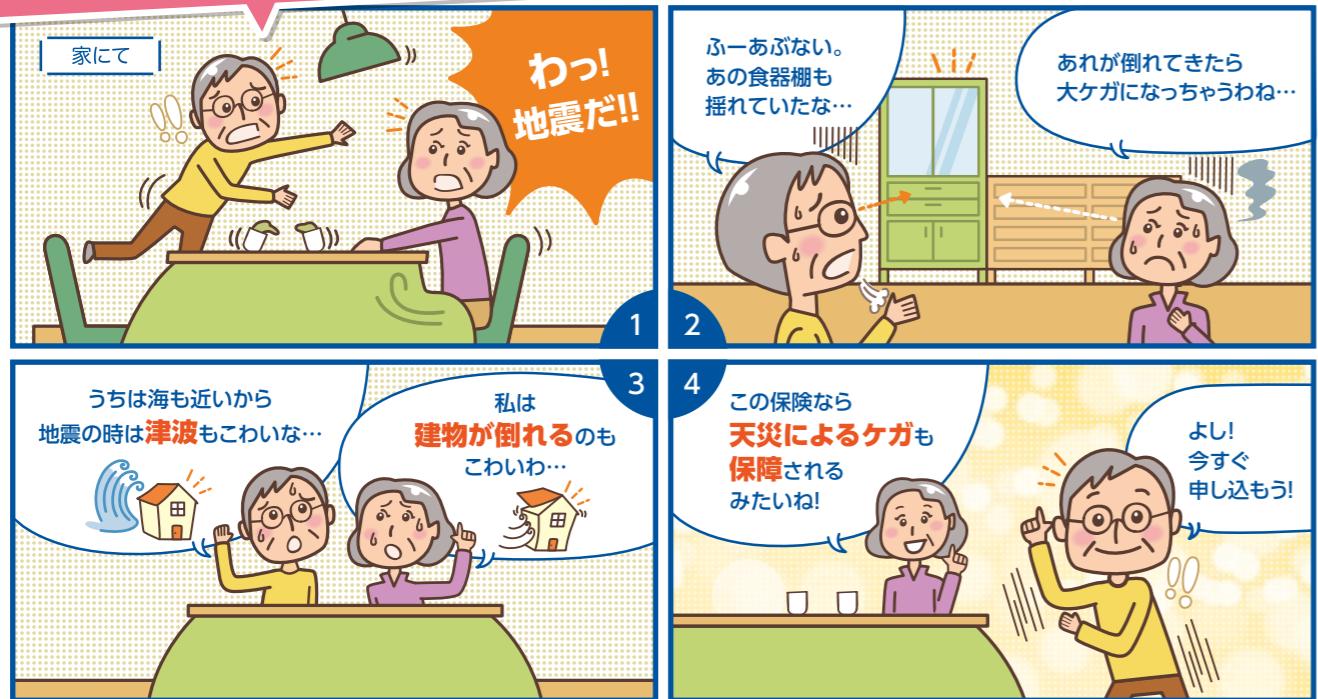
*本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年5月現在)

ケガの保障

E型 J型 K型

不慮の事故によるケガに限定した保障です。

こんな時に備えられます!



他にもこんな時に役立ちます!



(※)自転車事故の場合は警察への届け出が必要です。

特長

1 急激・偶然・外來の事故によるケガを保障

2 地震や津波など天災によるケガも保障

3 満84歳まで継続加入が可能

保障内容と保険料

E型			J型			K型		
1口あたりの保障額	入院	1,500円/日	死亡 100万円 外来:入院保険金日額の10倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	後遺障害 障害の程度に応じて4万円~100万円				
	手術							
	通院	1,000円/日						
	加入条件	単独加入が可能						
口数の制限	1~10口の範囲内		1~20口の範囲内					
1口あたりの月額保険料	170円		50円		40円			

(保険期間1年、団体割引30%、優良割引35%、大口割引10%)

※加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

※団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支払状況により決定していますので、次年度以降、割増率が変更となります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※E型・J型・K型は天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波でのケガを補償)がセットされています。

※E型は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。

交通事故によるケガの保障

G型 M型 N型

交通事故によるケガに限定した保障です。

事故の一例



車にはねられた。



駅の構内の階段から落ちた。



ジョギング中自転車にぶつかった。

(※)駅構内の事故は鉄道会社の証明が必要 (※)自転車事故の場合は警察への届け出が必要です。

保障内容と保険料

	G型	M型	N型	
1口あたりの保障額	入院 1,500円/日 外来:入院保険金日額の10倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍 手術 1,000円/日 通院 1,000円/日	死亡 100万円 後遺障害 障害の程度に応じて4万円~100万円		
加入条件	単独加入が可能	M型・N型のいずれか一方のみ単独加入が可能		
口数の制限	1~10口の範囲内	1~20口の範囲内		
1口あたりの月額保険料	60円	10円	10円	

(保険期間1年、団体割引30%、優良割引35%、大口割引10%)

※加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

※団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支払状況により決定していますので、次年度以降、割増率が変更となります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※G型は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。

収入減少に備える補償

Y型

21ページ、22ページ
を参照ください。
保険金のお支払いについて

病気やケガによる入院・医師の指示による自宅療養により180日を超えて働けなくなったときのための補償です。

もしも働けなくなっても、日々の費用負担はなくなりません!

就業不能時の所得補償



そんなとき

1口あたり10万円/月
をお支払い

補償内容と保険料

Y型								
1口あたりの月額補償額	10万円/月							
加入条件	A型・E型・G型のいずれかとセットで加入が必要							
口数の制限	1~5口の範囲内でかつ補償額が加入(申込日)直前12か月における所得の平均月間額の40%以内となるようにお申込みください							

(保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間180日、団体割引30%、優良割引35%)

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。加入年齢資格については、P.2をご確認ください。

※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

※団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支払状況により決定していますので、次年度以降、割増率が変更となります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年5月現在)

※Y型は天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波でのケガを補償)、精神障害拡張補償特約がセットされています。

団体
医療
保険
制度とは

保障の
ラインアッ
プ

病気・
ケガの
保障

個人
賠償
責任
補償

介護
保障

収入減少に備える補償
ケガのみの保険

11

12

●保障額と保険料一覧

▼ 契約の概要

■ 保険期間 1年(以降1年ごとに更新します。)

■ 保 障 額 ご加入 1 口あたりの金額を記載していま

■保険料 ご加入1口あたりの月額保険料を記載しています

団体割引	すべての保障部分	30%
優良割引	疾病保障部分	15%
	その他保障部分*	35%
大口割引	傷害保障・交通事故限定傷害保障部分	10%

*介護一時金支払特約は団体割引(30%)のみの適用となります。

WEBサイト「制度保険のご案内」では
生年月日と性別だけで保険料シミュレーションが簡単にできます。
表紙の2次元コードからご利用ください。



※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります
※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保
始期日時点の満年齢による保険料となります。

年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

※新規加入の場合、満79歳までの方、所得補償保険基本特約は満15歳以上満79歳以下の本人の方が対象となります。継続加入の場合、医療保障、所得補償保険基本特約は満79歳、傷害保障・介護一時金支払特約は満84歳、個人賠償責任補償特約は加入のA型またはE型の保障の期間までの方が対象となります
※団体割引、優良割引は、本団体契約の前年の加入人数や保険金のお支

状況により決定していますので、次年度以降、割増引率が変更となることがあります。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※本保険は介護医療保険料控除の対象になります。ただし、E・J・K・G・M・N・Z・X型を除きます。(2025年5月現在)

※A・B・E・J・K・Y型は天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波でのケガを補償)がセットされています。

※A・C・E・G型は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。

※C・D型は特定生活習慣病のみ補償特約をセットしています。

●加入に際して

1. 告知の重要性についてのご説明

■健康状態に関する告知事項

(加入・変更申込書の裏面に記載しています。)

●告知事項は家族の方の分を含めて本人が事実を確認のうえ、ありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●加入・変更申込書にご記入いただいた内容および告知事項が事実と異なる場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

※「ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

①健康状態に関する告知が必要な場合

医療保障 (病気・ケガ) A型・B型・C型・D型
所得補償保険 基本特約 Y型

- ・新規でご加入される場合
- ・現在ご加入されている「医療保障(病気・ケガ)」の保障内容を追加・増額される方

所得補償保 基本特約 Y型
介護一時金支払特約 P型

- ・新規でご加入される場合
- ・現在ご加入されている「所得補償保険基本特約」の補償を増額される方

介護一時金支払特約 P型

- ・新規でご加入される場合
- ・現在ご加入されている「介護一時金支払特約」の保障を増額される方

②健康状態に関する告知事項の内容

下記各事項のうち、1つでも該当しない項目がある場合はそれぞれの保障に新規加入・保険金額の増額ができません。

医療保障
①申込日(告知日)現在、入院中または医師により入院*1・手術*2をすすめられておりません。 ②申込日(告知日)現在から、過去3年以内に疾病により継続10日以上入院したことはありません。 ③申込日(告知日)現在、妊娠中ではありません。(女性の方のみ)

- 医療保障

所得補償保険基本特約
①申込日(告知日)現在、入院中または医師により入院*1・手術*2をすすめられておりません。 ②申込日(告知日)現在から、過去3年以内に疾病により継続10日以上入院したことはありません。

- 所得補償保険基本特約

介護一時金支払特約
①申込日(告知日)現在、入院中または医師により入院*1・手術*2をすすめられておりません。 ②申込日(告知日)現在から、過去3年以内に疾病により継続10日以上入院したことはありません。

- 介護一時金支払特約

③次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介護(自分で補助用具(杖等を含みます。)を使用している場合も含みます。)が必要ありません。 A 歩行 B 寝返り C 食事 D 排せつ E 入浴 F 衣類の着脱
④公的介護保険制度における要支援・要介護認定申請をしたことはありません。 ⑤医師により「認知症」*3または「精神障害」*4があると診断されたことはありません。

- ③次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介護(自分で補助用具(杖等を含みます。)を使用している場合も含みます。)が必要ありません。

④公的介護保険制度における要支援・要介護認定申請をしたことはありません。 ⑤医師により「認知症」*3または「精神障害」*4があると診断されたことはありません。
*1 検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。 *2 「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。 *3 「認知症」とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。 *4 「精神障害」とは、統合失調症、気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病、反応性抑うつ病など)、神経症、拒食症、不眠症、適応障害、恐慌性(パニック)障害、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、アルコール依存などをいいます。

ご注意:
●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。

* 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
--

●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
--

* 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
--

●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
--

* 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
--

●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
--

* 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
--

●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
--

* 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
--

●告知事項がすべて該当する場合であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加・中途加入日。以下「中途加入日」といいます。)により前に発病*した病気(その病気が原因となってご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)以降に発病した病気を含みます。)やご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)により前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いできません。ただし、医療保険基本特約(A型～D型、P型)およびY型にご加入の場合で、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入日)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。
--

●保険金のお支払いについて

●被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院

を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

●被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

23ページを
参照ください。

事由	原因	団体医療保険制度における 保障型										適用される主な 約款・特約等	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払い できない主な場合	
		A型	B型	C型	D型	E型	J型	K型	G型	M型	N型					
入院	病気	●										疾病保険特約	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合。	1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病(特定生活習慣病)入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。	I	
	特定生活習慣病	●	●									疾病保険特約 特定生活習慣病のみ補償特約	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合。	疾病(特定生活習慣病)入院保険金の額=疾病(特定生活習慣病)入院保険金日額×入院した日数		
	ケガ	●		●								傷害保険特約	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガで入院された場合。	1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害(交通傷害)入院保険金日額をお支払いします。	II	
	交通事故	●		●		●						A型・E型:傷害保険特約 G型:交通傷害保険基本特約	保険期間中に生じた交通事故によるケガで入院された場合。	傷害(交通傷害)入院保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×入院した日数		
通院	病気	●										疾病保険特約	保険期間中に疾病を被り、継続して5日以上入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき、疾病(特定生活習慣病)退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、疾病(特定生活習慣病)入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病(特定生活習慣病)退院後通院保険金をお支払いしません。 *通院責任期間とは、1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。	I	
	特定生活習慣病	●	●									疾病保険特約 特定生活習慣病のみ補償特約	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患)を被り、継続して5日以上入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合。ただし、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	疾病(特定生活習慣病)退院後通院保険金の額=疾病(特定生活習慣病)退院後通院保険金日額×通院した日数		
	ケガ	●		●								傷害保険特約	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガで通院した場合。	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害(交通傷害)通院保険金日額をお支払いします。 ただし、傷害(交通傷害)入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害(交通傷害)通院保険金をお支払いしません。	II	
	交通事故	●		●		●						B型・E型:傷害保険特約 G型:交通傷害保険基本特約	保険期間中に生じた交通事故によるケガで通院した場合。	傷害(交通傷害)通院保険金の額=傷害(交通傷害)通院保険金日額×通院した日数 ※通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等*を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 *ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロー・ベストをいいます。 ※傷害(交通傷害)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害(交通傷害)通院保険金をお支払いしません。		
死亡	ケガ			●								傷害保険特約	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	傷害(交通傷害)死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。		
	交通事故			●		●		J型:傷害保険特約 M型:交通傷害保険基本特約				傷害保険特約	保険期間中に生じた交通事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	傷害(交通傷害)死亡保険金の額=傷害(交通傷害)死亡・後遺障害保険金額の全額		
	ケガ			●	●							傷害保険特約	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	その程度に応じて傷害(交通傷害)死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	II	
	交通事故			●	●	●	J型・K型:傷害保険特約 M型・N型:交通傷害保険基本特約				傷害保険特約	保険期間中に生じた交通事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	傷害(交通傷害)後遺障害保険金の額=傷害(交通傷害)死亡・後遺障害保険金の額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)			
後遺障害	ケガ															
	交通事故															

●保険金のお支払いについて

23ページを
参照ください。

事由	原 因	団体医療保険制度における 保障型										適用される主な 約款・特約等	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払い できない主な場合	
		A型	B型	C型	D型	E型	J型	K型	G型	M型	N型					
病 気	●											疾病保険特約	以下の(1)または(2)のいずれかの手術を受けた場合。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病的治療のために病院または診までのいずれかの手術*1を受けた場合。なお、手術の種類によっては、①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定手術*2 ②先進医療に該当する手術*3 ③放射線治療に該当する手術*4 ④骨髄幹細胞採取手術*5を受けた場合は、保険期間中に確認検査*6を受けた時を疾病としてお支払いします。 *1 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形手術等の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) *2 医科診療報酬点数表と歯科診療報酬点数表は異なります。口手術となるケースがあります。 *3 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等は必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 *4 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植するこの骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除くの提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除き *5 ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年にお支払いの対象となります。 *6 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合うち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナー	療所において以下①から③回数などの制限があります。対象として列挙されている診療行為	・外来で受けた手術の場合 : 疾病(特定生活習慣病)手術保険金の額=疾病(特定生活習慣病)入院保険金日額×10倍 ・入院中に受けた手術の場合: 疾病(特定生活習慣病)手術保険金の額=疾病(特定生活習慣病)入院保険金日額×20倍 ・重大手術を受けた場合 : 疾病(特定生活習慣病)手術保険金の額=疾病(特定生活習慣病)入院保険金日額×40倍 ※重大手術*を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 *重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 ※疾病(特定生活習慣病)手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病(特定生活習慣病)手術保険金の額の最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術*1に該当するときは、同一手術期間*2に受けた一連の手術*1については、疾病(特定生活習慣病)手術保険金の額の最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。 *1 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表*3において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 *2 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 *3 歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為。	I
手術	特定生活習慣病	●	●									疾病保険特約 特定生活習慣病のみ補償特約	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所においてかかる手術*1を受けた場合。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定する手術 ②先進医療に該当する手術*2 ③放射線治療に該当する	患、脳血管疾患)を被り、下①から③までのいずれ 対象として列挙されて診療行為	・外来で受けた手術の場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×10倍 ・入院中に受けた手術の場合: 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×20倍 ・重大手術を受けた場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×40倍 ※重大手術*を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 *重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	II
ケ ガ	●	●										傷害保険特約	保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受け ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定する手術*1 ②先進医療に該当する手術*2 *1 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 *2 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	そのケガの治療のためにた場合。 対象として列挙されて	・外来で受けた手術の場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×10倍 ・入院中に受けた手術の場合: 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×20倍 ・重大手術を受けた場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×40倍 ※重大手術*を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 *重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	II
交通事故	●	●	●	●								A型・E型:傷害保険特約 G型:交通傷害保険基本特約	保険期間中に生じた交通事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定する手術*1 ②先進医療に該当する手術*2 *1 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 *2 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	めに病院または診療所に 象として列挙されている	・外来で受けた手術の場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×10倍 ・入院中に受けた手術の場合: 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×20倍 ・重大手術を受けた場合 : 傷害(交通傷害)手術保険金の額=傷害(交通傷害)入院保険金日額×40倍 ※重大手術*を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 *重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。	

●保険金のお支払いについて

23ページを
参照ください。

事由	原因	団体医療保険制度における 保障型	適用される主な 約款・特約等	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払い できない主な場合
所定の要介護状態 継続時の一時金	P型	介護一時金 支払特約	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれか ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要 する認定を受けた場合*1 ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態*2となり、その要介護状 態からその日を含めて90日を超えて継続した場合 *1 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず *2 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳 細につきましては、損保 ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	に該当した場合 介護2から5までに該当 態が要介護状態に該当し 保険金をお支払いします。 細につきましては、損保 ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	介護一時金保険金額の全額をお支払いします。 ※この保険金をお支払いした場合、この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	III
病気・ケガによる 就業不能時の 所得補償	Y型	所得補償保険 基本特約 (下欄注)	日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気または ケガ)を被り、その直接の 結果として180日を超えて就業不能になった場合。	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 お支払いする保険金の額=保険金額(月額)×1×就業不能期間(保険金をお支払いする期間)×2の月数×3 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)×2=就業ができない期間ー支払対象外期間 *1 ご加入された保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均 月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 *2 加入・変更申込書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた 時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 *3 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合は、就業不能期間(保険金を お支払いする期間)に1か月末満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 ※対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ※原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複す る期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 ※初年度加入の継続の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険 金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 ※支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害に よって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業 不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日 の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異 なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 ※通常支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入*および 継続加入の保険期間を通常して1,000日を限度とします。なお、初年度加入*および継続加入の保険 期間を通常して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 *本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 ※骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者 の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度 加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	IV	
第三者への 賠償事故 (対人・対物)	Z型	個人賠償責任 補償特約 (下欄注)	日本国内または国外において、次の事由により、被保険者*1が法律上の 合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いしま ん)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ■住宅*2の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人に 財物を壊したりした場合 ■日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因 運転中の事故などにより他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり ■誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等*3を運行不能にさせた ■日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)*4を壊 *1 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の 者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権 義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する 親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故 なお、被保険者本人またはその配偶者の別居は、損害の原 因となった事故発生時におけるものをいいます。 *2「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅または被保険者 の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 *3「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する *4 次のものは受託品には含まれません。 携帯電話・スマートフォン等の携帯通信機器、ノート型パソコン等の これらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、義歯、義肢そ 植物、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフ これらの付属品、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよび 自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動 ゴーカートおよびこれらの付属品、通貨、預貯金証書、株券、手形その 設計書、帳簿、貴金属、宝石、美術品、クレジットカード、プリペイドカードならびにその他これらに準ずる物、ドローンその他の 機ならびにこれらの付属品、山岳登攀・ロッククライミング(フリークライ 壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間 データやプログラム等の無体物、漁具、1個もしくは1組または1対で100万	損害賠償責任を負った場 す(自己負担額はありませ を限度とします。 ケガを負わせたり、他人の する偶然な事故(例:自転車 りした場合 場合 したり、盗まれた場合 親族 監督義務者および監督義務 人に関する事故にかぎります。 者、その他の法定の監督 方(その責任無能力者に かぎります)。ただし、その責任 無能力者に関する事故 なお、被保険者本人またはその配偶者との統柄および同居また 因となった事故発生時におけるものをいいます。 *2「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅または被保険者 の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 *3「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する *4 次のものは受託品には含まれません。 携帯電話・スマートフォン等の携帯通信機器、ノート型パソコン等の これらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、義歯、義肢そ 植物、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフ これらの付属品、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよび 自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動 ゴーカートおよびこれらの付属品、通貨、預貯金証書、株券、手形その 設計書、帳簿、貴金属、宝石、美術品、クレジットカード、プリペイドカードならびにその他これらに準ずる物、ドローンその他の 機ならびにこれらの付属品、山岳登攀・ロッククライミング(フリークライ 壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間 データやプログラム等の無体物、漁具、1個もしくは1組または1対で100万	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。 ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額(1億円)を限度とします。 ※賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	V
	X型				損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。 ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額(日本国内無制限*)を限度とし ます。 ※賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 *日本国外で発生した事故については1億円を限度とします。	

(注)補償内容が同様のご契約*1が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも
補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、
補償・特約の要否をご判断ください*2。

*1 傷害保険、所得補償保険の他、火災保険や自動車
保険などにセットされる特約や他社のご契約を
含みます。

*2 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化
(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償が
なくなることがありますので、ご注意ください。

●保険金をお支払いできない主な場合

I 次の事由によって被った疾病による入院等については、保険金をお支払いしません。

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*1を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ⑤妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等*2の支払いの対象となる場合を除きます。
- ⑥麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑦傷害
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*3のないもの
- ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害

II 次の事由によって被った傷害による入院等については、保険金をお支払いしません。

- 【傷害保険特約・交通傷害保険基本特約共通】
- ①故意または重大な過失
 - ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*1を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
 - ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦外科的手術その他の医療処置
 - ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*3のないもの

【傷害保険特約】

- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

【交通傷害保険基本特約】

- ⑪地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
- ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故
- ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
- ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故

III 次の事由によって被った疾病または傷害等による要介護状態の継続に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*1を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑤無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*3のないもの
- ⑦アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑧先天性異常
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波

など

IV 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*1を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、闘争行為または犯罪行為
- ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑤妊娠、出産または流産
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*3のないもの

など

V 次のいずれかの事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

- ①故意
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ③地震、噴火またはこれらによる津波
- ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両*4、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩受託品を壊したり、盗まれた場合について、次の事由により生じた損害
・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
・置き忘れ*5または紛失
・詐欺または横領
・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み
・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など

*1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

*2 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

*3 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいい、一般的に医師によりなされます。(整骨院・接骨院の柔道整復師は医師ではありません。)

*4 次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。
ア.主たる原動力が人力であるもの
イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
ウ.身体障がい者用の車*6および歩行補助車で、原動機を用いるもの
エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車

*5 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

*6 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。

●団体医療保険制度について

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

■傷害保障(J型・M型)の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を指定する場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、遺言により保険金受取人を変更することはできません。

■ご加入初年度の保険期間の開始時*1より前に発病*2した疾病・発生した事故による傷害(Y型にご加入の場合は、これを原因とする就業不能を含みます。)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時*1より前に発病*2した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時*1からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由については保険金をお支払いします。

*1 保険期間中途等で新たな型や口数を追加されたり、中途加入された場合はその追加、中途加入日をいいます。

*2 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における注意事項(通知義務等)

■加入・変更申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく日立保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。

■退職などにより団体から脱退される場合は、必ず日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)の解除を求めることができます。お手続き方法等につきましては、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に保障内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉
保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉
保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気またはケガ等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

〈所得補償保険基本特約セットの場合〉

●加入・変更申込書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく日立保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①保険金支払の対象となっていない身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③加入・変更申込書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
④他の保険契約等がある場合

など

1. クーリングオフ

この保険は株式会社日立製作所を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

■ご加入の際は、加入・変更申込書・告知確認欄の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

■加入・変更申込書・告知確認欄にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご加入者または被保険者には、告知事項*について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

*「告知事項」とは、危険(損害等の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、加入・変更申込書の告知確認欄の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めるものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。ご加入に際しましては、加入・変更申込書の記載・ご記入内容および加入・変更申込書裏面の「健康状態に関する告知事項」についてご家族の方の分も含めてご本人が事実をご確認のうえ、「申込兼告知確認印」欄にご捺印またはご署名願います。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

★他の保険契約等の加入状況

★被保険者の職業または職務(所得補償保険基本特約セットの場合)

*「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等(個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等)、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険契約または共済契約をいいます。

※口頭でお話しそうは資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。ただし、他の保険契約等の告知において、日立保険サービスを通じてご加入されている保険契約については告知していただいたものとします。

※告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

※損保ジャパンまたは日立保険サービスは告知受領権を有しています。

■ご加入初年度の保険期間の開始時*からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時*からその日を含めて1年を経過しても、ご加入初年度の保険期間の開始時*からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

*新たに特約を追加されたり、保険金額を増額された場合は、追加・増額された時をいいます。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

■次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

■ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①または②のいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②今回はご加入いただけません。

■ご加入後や保険金のご請求の際、告知内容について確認することができます。

■継続加入の場合において、新たに特約を追加されたり、保険金額の増額をされた時も、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、新たに特約を追加されたり、保険金が増額された部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 保険金請求の手続きについて

■保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは日立保険サービスまでご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日、就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできません。個人賠償責任補償特約の保険金支払事由に該当したときは、保険金支払事由に該当した日時、場所、被害者の住所、氏名、職業、事故または傷害・損害等の状況・程度等の詳細をご連絡ください。正当な理由がなく、ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできません。

■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、就業不能状況報告書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
傷害または疾病の程度、就業不能の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、勤務実態証明書、クラブ活動実態証明書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書*、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

* 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

※保険金支払事由の内容・程度(身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度)等に応じ、左記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
※被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
※Y型にご加入の場合、就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

■被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできません。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。なお、個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内で発生したお支払対象となる事故については損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

※以下の場合は示談交渉サービスを利用できませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
・被保険者および損害賠償請求権者の同意がない場合 など

■左表の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、**特別な照会**または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
■病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
■Y型にご加入の場合、保険金をご請求いただくうえでは、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けていることが必要となります。
■A型・C型・Y型にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

5. 責任開始期

■この保険契約の保険責任は保険期間初日の2026年1月1日午後4時になります。中途加入・加入内容変更の場合は所定の加入日(毎月1日)からとなります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

■ P.23 「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

■この保険から脱退(解約)される場合は、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

■E型・G型・J型・K型・M型・N型にご加入の場合、ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料のうち、傷害による死亡保険金をお支払いする特約に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■Y型にご加入の場合、ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかかる業務にも従事しなくなったり、もしくは従事できなくなったりした場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 引受保険会社について

■この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務代行を行います。

■2025年1月1日時点での引受保険会社、引受割合は下表のとおりです。

引受保険会社名	引受割合	
	医療保障*1	傷害保障・特約保障*2
幹事保険会社 損保ジャパン(株)	100%	80%
非幹事保険会社 東京海上日動火災保険(株)	—	20%

*1: 医療保障: A型・B型・C型・D型・P型

*2: 傷害保障・特約保障: E型・J型・K型・G型・M型・N型・Y型・Z型・X型

9. 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 自動継続の取扱い

翌年度以降、加入者から特に申し出がないかぎり、または団体(契約者)や保険会社から特に連絡のないかぎり、ご契約は満了する契約と同等の保障内容で継続されます。ただし、保険料は継続時点での年齢によります。

■医療保障(A型・C型)の病気による入院および所得補償保険基本特約(Y型)の就業不能について、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

■被保険者が70歳以上の所得補償(Y型)について、保険金をお支払いする事故が起きた場合、お支払いの内容等により翌年度の継続加入の条件を制限させていただくことがあります。

お問い合わせ先等について

■日立保険サービスおよび損保ジャパンのお問い合わせ先は裏表紙に記載しておりますのでご参照ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

(ナビダイヤル)0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、日立保険サービスまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

受付時間: 24時間 365日

その他

■日立保険サービスは引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、日立保険サービスとご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■このパンフレットは、「団体総合保険(医療保険基本特約、交通傷害保険基本特約、所得補償保険基本特約、傷害保険特約、疾病保険特約等セット)」の概要を説明したものです。詳しい内容については、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■団体総合保険の約款の内容を確認したい場合は、日立保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせいただくか、日立保険サービスのWEBサイト(https://www.hitachi-hoken.co.jp/)をご覧ください。

■「加入・変更申込書」加入者控は大切に保管してください。

その他ご注意いただきたいこと

■保険金額(加入する口数)は、高額療養費制度等の公的保険制度*1を踏まえ設定してください。

なお、Y型(所得補償)の保険金額(加入する口数)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度*1等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等*2にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

*1 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

*2「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

主な保険用語のご説明

■親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

■配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。

*1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

*3 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

■病気(疾病)

ケガ以外の身体の障害をいいます。

■ケガ(傷害)

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、このケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

・「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ、低温やけど、関節炎、疲労骨折、腱鞘炎、変形性膝関節症、腰痛症、椎間板ヘルニア、上頸炎、野球肩・野球肘、テニス肘、ゴルフ肘、ランナー膝、五十肩、足底筋膜炎、腰椎分離症等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

■通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

■通院責任期間(疾病関連)

1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。

■入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

■入院(所得補償関連)

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることがあります。

■1回の入院

入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。

■先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan03.html>

■放射線治療

次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為*3。ただし、血液照射を除きます。

②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

*3 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

■治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

■未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

■支払対象外期間

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である期間(日数)をいい、団体医療保険制度では、就業不能が発生した日から180日間となります。この期間に対しては、保険金をお支払いしません。

*骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。

■就業不能

身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院*4していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入・変更申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

*4 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は加入・変更申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

■就業不能期間(保険金をお支払いする期間)

対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。※骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期日(日数)に4日を加えた日数をいいます。

■所得

加入・変更申込書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものといいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

■身体障害

ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といいます。

*骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。

■身体障害を被った時

次の①または②のいずれかの時をいいます。

①ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時。

②病気については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時。

*骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

■対象期間

支払対象外期間終了日の翌日から起算して当パンフレット記載の期間(1年)をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。

*骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して当パンフレット記載の期間(1年)をいいます。

■平均月間所得額

支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において休業等*5を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、次の①または②のいずれかの期間における平均月間額とします。

①休業等*5を取得している期間に支払対象外期間が始まる場合 支払対象外期間が始まる時に取得している休業等*5の開始日の直前12か月間のうち、被保険者の所得がある期間

②①以外の場合 支払対象外期間が始まる直前12か月間のうち、被保険者の所得がある期間

*5 休業等

次の①から③までのいずれかに該当する休業およびこれらに相当する休業をいいます。
①労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に定める産前産後の休業

②育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に定める育児休業または介護休業

③企業等*6の休暇規定等*7に定める従業員等の産前産後の休業、育児休業または介護休業

*6 企業等

保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。

*7 休暇規定等

企業等*6が従業員等の休暇等に関して定めた規定をいいます。

■交通事故

次の①から④の事故をいいます。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故

②交通乗用具に搭乗中(正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。)の事故

③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

④交通乗用具の火災

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット裏表紙に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 保障の内容(保険金の種類)、セットされる特約
 保険金額
 保険期間

- 保険料、保険料払込方法
 満期返り金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」、「性別」、「続柄」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。(所得補償保険基本特約、個人賠償責任補償特約に関する補償)

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 所得補償保険基本特約の職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種区分」は正しいですか。

- 所得補償保険基本特約における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以内に設定されていますか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●日立グループ専用 SOMPO 健康・生活サポートサービスのご紹介

日立グループのみなさまの心と身体の健康に関する相談をはじめ、日常の色々な悩みなどを、
無料で電話相談いただけるサービスです。

サービスメニューの内容

団体医療保険制度ご加入者向け

受付時間：24時間365日

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。

平日9時～22時、土曜10時～20時

※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談サービス(予約制)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

24時間365日

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

※ご利用いただく際は、SOMPO健康・生活サポートサービスの電話番号にご連絡ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

0120-599-240

※本サービスは、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※団体医療保険制度の加入者、被保険者の方が利用できます。ご相談の際には、お名前、加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(加入者番号は加入・変更申込書の加入者控等に記載されております。)

※ご利用は日本国内からにかぎります。

※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合、ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

※応対者の指名はできません。

※ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

※相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

※保障内容・制度の仕組みなど団体医療保険制度に関するお問い合わせは日立保険サービスまでお願いします。

日立グループのみなさま向け

お客様からご相談内容をおうかがいし、介護関連サービス提供業者にお取次ぎさせていただきます。(実際にサービスを利用される場合は、有料となります。ただし、介護保険申請代行サービス・介護施設紹介については無料です。)

●介護関連サービス 24時間365日

介護代行サービス

介護のプロが高齢者や障がいのある方の身のまわりのお世話をします。

家事代行サービス

家事全般をお手伝いします。

介護保険申請代行サービス

公的介護保険制度における要介護(要支援)認定申請の手続き等を代行します。

介護施設紹介

介護施設や訪問介護サービスをご紹介します。

※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、サービスのご利用までに日数を要する場合、サービスをご利用いただけない場合があります。
※サービスをご利用される場合の費用はお客様のご負担となります。

セキュリティサポート

■ホームセキュリティ

ご自宅に設置したセンサーが家族や住まいを見守り、万が一のときにはガードマンが駆けつけます。

■留守宅管理サービス

留守宅の見回りと投函物回収に加え、留守宅の侵入も警戒します。

■みまもりサービス

家族の暮らしぶりを見守り、ボタンひとつで駆けつけます。など

介護一時金支払特約(P型)の加入者限定サービス



認知機能チェック、認知機能低下の予防サービスを中心に、介護関連サービスの情報をお届けするWEBサービスです。

■主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報を提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆をチェックするサービスを提供します。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知能力低下の予防につながるサービスをご紹介します。*

介護に関するサービス紹介

SOMPOグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。*

サービスナビゲーター

お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けてオススメのサービスをご提示します。

*パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

配食サービス

管理栄養士が監修したお弁当を日替わりでお届けします。本サービスは、SOMPOケアフーズ株式会社がご提供します。

※本サービスは要介護状態に該当していない場合でもご利用いただけます。

URLからアクセスまたは
2次元コードを読み取り、会員
登録をしてご利用ください。

会員登録には証券番号が必要になります。

URL <https://www.sompo-egaoclub.com>



リフォームサービス

広くて段差の少ない浴室にリフォームします。段差をなくした間取りにリフォームします。本サービスは、地域に応じて、(株)フレッシュハウスまたは(株)LIXILトータルサービスがご提供します。